

(仮称) 飛鳥川西防災公園実施設計及び民間資金活用可能性調査業務

公募型プロポーザル実施要領

この要領は、(仮称) 飛鳥川西防災公園実施設計及び民間資金活用可能性調査業務（以下「本件業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続その他必要な事項を定めるものとする。

1. 本件業務の趣旨

本業務は、清掃工場跡地において、平成31年4月に策定した、公園基本計画に基づき、防災機能を備えた公園整備を実施するための詳細設計を行うことを目的としている。

実施設計業務を委託するにあたり、隣接する施設との連携や整備及び維持管理の負担軽減についての検討や、官民連携手法の導入可能性について調査・分析を行うものに加えて、寺川東地区雨水貯留施設の地上部の活用についても、同様の調査を行うことから、実績・専門性・技術力等をもとに総合的に判断する理由でプロポーザル方式による選定を行うものである。

2. 本件業務の概要

- (1) 業務名 (仮称) 飛鳥川西防災公園実施設計及び民間資金活用可能性調査業務
- (2) 業務内容 設計業務・・・公園実施設計 N=1箇所
(西竹田・金剛寺地区)
民間資金活用可能性調査 N=2箇所
(西竹田・金剛寺地区、西井上地区)
測量業務・・・4級基準点測量 N=8点
4級水準測量 L=0.4km
現地測量 A=0.018km²
地質調査・・・土質ボーリング H=15m (ホルコアボーリング)
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月22日(金)まで
- (4) 契約上限額 31,548,000円(最低制限価格 24,990,900円)
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (5) 業務概要 仕様書参照

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団関係事業者(法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。)でないこと。
- (4) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (5) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。）を滞納していないこと。
- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成25年8月田原本町告示第43号）第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第4条第1項に該当する者でないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規定第5条の規定に基づき登録された「都市計画及び地方計画」部門の資格を有すること。
- (9) 国又は地方公共団体が実施した「公園設計業務」及び「民間活力導入可能性調査」で過去5年間（平成30年度～令和4年度）の元請による履行実績を有すること。
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (11) 管理技術者、照査技術者として、技術士（総合技術管理部門：建設一都市計画及び地方計画）または、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）の資格を有し「公園設計業務」及び「民間活力導入可能性調査」で過去5年間（平成30年度～令和4年度）の履行実績を有する者を配置できること。
- (12) 担当技術者として、技術士（総合技術管理部門：建設一都市計画及び地方計画）、技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（造園又は都市計画及び地方計画）の資格を有している者を配置できること。また、建築部門については、一級建築士の資格を有している者を配置できること。

※失格等

申請書の提出から契約までの間に申請資格の全部又は一部を欠くこととなった場合は、当該申請者を失格とし、受託候補者及び次点者としての資格を取り消す場合がある。

また、故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき、審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者及び次点者として不適格と認められるときも同様とする。

4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおり。

参加申込の受付開始	令和5年 9月 4日（月）
質疑の受付開始	令和5年 9月 7日（木）
質疑の受付締切	令和5年 9月13日（水）午後3時まで
質疑の回答（ホームページにて）	令和5年 9月27日（水）
参加申込の受付締切	令和5年10月16日（月）
第1次審査（書類審査）（4者以上の申込があった場合）	令和5年10月17日（予定）
第1次審査結果通知	令和5年10月23日（予定）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和5年10月27日（予定）午前9時～
第2次審査結果通知	令和5年11月上旬（予定）
契約締結	令和5年11月上旬（予定）

なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

5. 参加申込の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

- (1) 提出期間

令和5年9月4日（月）から令和5年10月16日（月）

ただし、持参の場合は土日祝日を除く。

(2) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所

田原本町役場 産業建設部 まちづくり建設課 建設係

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。（郵便又は信書便については、期限内必着）

(5) 提出書類

① 参加申請書（様式第1号）

② 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、原則としてA4判縦置き横書きとする。ただし、必要に応じてA4判横置き横書きも可とし、図等はA3判を折り込むことも可とする。（なお、企画提案書のページ数は、表紙を含めて20ページ以内とし、文字サイズは、10ポイント以上とする。）

③ 会社概要（様式第2号）

④ 業務実績報告調書（様式第3号）※過去5年間（契約書の写し・仕様書の写し・テクリス等添付）

⑤ 業務実施体制調書（様式第4-1号・様式第4-2号）

⑥ 見積書（任意様式）（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

⑦ 登記事項証明書（履歴事項証明書）

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑧ 直近1年間の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書等）

⑨ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（国税：様式その3の3）

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑩ 主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税（介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。田原本町が課税するものに限る。）に滞納がない旨の証明書

ただし、発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑪ 誓約書（様式5号）

(6) 提出部数

正本1部、副本1部及びデータ

副本及びデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等）を削除又は黒塗りをして提出すること。また、副本については、町において複写する場合があるため、製本しないこと。

※提出書類⑦～⑩については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

(7) 参加資格の有無の確認結果の通知

参加申込書の受付後、前記3の参加資格の有無を確認し、確認結果を文書により通知する。

6. 質疑の受付及び回答

本件業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書（様式第6号）を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

(1) 受付期間

令和5年9月7日（木）から令和5年9月13日（水）午後3時まで

ただし、土日祝日等閉庁日を除く。（受付期間内必着）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（受付時間内必着）

(3) 提出方法

下記12. 問合せ先に電子メール【必要に応じてF a x】にて質疑書を提出し、質疑書の提

出後、必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外の方法による質疑は受け付けない。

(4) 回答方法

質疑があった場合は、令和5年9月27日（水）に町ホームページにて【必要に応じて全参加申込者にメールにて】回答する。

(5) その他

意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しません。また、受付期間に遅れたものは回答しません。

7. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、飛鳥川西防災公園実施設計及び民間資金活用可能性調査業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）

審査委員会が、下記（4）に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（50点満点）の合計が高い順3者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申込書を提出した者が3者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。審査委員会は、下記（4）に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託候補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点（100点満点）を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託候補者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、下記のとおりとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれない。

各審査委員の総評価点の平均が最低基準点（第1次審査30点、第2次審査60点）に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない。

(5) 社会的な価値の勘案

別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当する場合、第1次審査、第2次審査ごとに、総評価点の2%を加点する（第1次審査の場合1点を加算し51点満点とし、第2次審査の場合2点を加算し102点満点とする。）。また、複数の評価項目に該当する場合でも、加点の上限は第1次審査で1点、第2次審査で2点とする。

第1次審査（50点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①業務の実績	公園設計業務及び民間活力導入可能性調査の実施実績があり、確実に業務を遂行出来る能力・経験を有しているか。	5
②実施体制	業務内容に対して、遂行可能な人員が確保され、命令系統、役割分担が明確かつ適切であるか。	5
③財務状況	財務状況が健全であり、業務を実施できる財務能力を有しているか。	5
④業務への理解	本業務の主旨を理解した提案となっているか。	10
⑤事業実施計画	事業実施計画が具体的かつ創意工夫を持った魅力的な提案となっており、かつ、実現可能性があるか。	15
⑥見積額の評価	見積額が提案内容に見合う金額となっており、積算根拠が明確であるか。また、見積額が経済性にすぐれているか。	10

第2次審査（100点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①業務の実績	公園設計業務及び民間活力導入可能性調査の実施実績があり、確実に業務を遂行出来る能力・経験を有しているか。	10
②実施体制	業務内容に対して、遂行可能な人員が確保され、命令系統、役割分担が明確かつ適切であるか。	5
③財務状況	財務状況が健全であり、安定した事業を行える財務基盤を有しているか。	5
④業務遂行に対する姿勢	本業務を深く理解し、本町の実状を十分に把握・分析した提案内容であるか。	10
⑤業務に向けた分析等に関する提案	公園基本計画及び田原本町公共施設等総合管理計画を、公園設計業務にどのように反映するか、また効果的となる具体的な方向性や経済性に優れた整備内容についての提案がなされているか。	15
⑥工事に関する提案	既存構造物（地下ピット・地中梁等）撤去の際に、周辺土壌を乱さない工法、かつ経済性に優れた工法を検討するための提案がなされているか。	20
⑦施設活用検討に関する提案	PPP/PFI方式を推進する上で、地域特性に合致するような与条件を考慮し、民間企業が興味を持つような民間活力導入に向けた検討がなされているか。	15
⑧見積額の評価	見積額が提案内容に見合う金額となっており、積算根拠が明確であるか。また、見積額が経済性にすぐれているか。	20

8. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 日時

令和5年10月27日（金）午前9時～（予定）

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

(2) 場所

田原本町役場

(3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、統括管理者など本件業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

(4) 実施時間

プレゼンテーション 20分

質疑応答 10分程度

(5) その他

① プレゼンテーションの内容は、あらかじめ提出した企画提案書の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。

※企画提案書内に記載されていない新しい提案を行わないこと。

② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

③ プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において用意すること。

④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

9. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

(1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。

(3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。

(4) 見積額が契約上限額を超えるとき。

(5) 審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者として不適格と認められるとき。

10. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本件業務に係る仕様を確定させた上で、改めて見積書の提出を求め、予算の範囲内で契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議するものとする。

11. その他

(1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めない。

- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第7号）を提出すること。

12. 問い合わせ先

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1
田原本町 産業建設部 まちづくり建設課 担当：生嶋・森戸
T e l : (0 7 4 4) 3 4 - 2 0 7 7
F a x : (0 7 4 4) 3 2 - 2 9 7 7
E-Mail : kensetsu@town.tawaramoto.nara.jp